

## 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会（第3回）

### 議事要旨

○日時：令和6年9月24日（火）13:00～15:15

○場所：経済産業省本館17階第2特別会議室及びWebex

○出席者：

<委員>

神田委員長、小林委員、杉本委員、長田委員、藤原委員、三木委員、南委員、望月委員、山田委員、山本委員

<オブザーバー>

一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、日本商工会議所、日本弁護士連合会、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局、金融庁監督局、法務省民事局  
<ヒアリング対象としての参加者>

株式会社地域経済活性化支援機構

○議題

- ・ 第2回事業再構築小委員会の振り返り
- ・ 実務関係者（日本弁護士連合会、一般社団法人事業再生実務家協会、株式会社地域経済活性化支援機構）による意見陳述

○議事概要

事務局から資料3を説明の後、議題記載の実務関係者が資料4～6に基づき意見を陳述した。その後、議題につき議論が行われた。委員及びオブザーバーからの主な質疑及び意見は以下のとおり。

●本制度の位置付け

- ・ 資料4の1頁目の「以上から」で始まる段落について、本制度は既存の私的整理にて成立困難であった事例を対象にすべきとしつつ、既存の私的整理から本制度への移行には様々な問題が生じ得るという趣旨の記載がある。結論としては、本制度は既存の私的整理手続と並置し、いずれかを選択可能な制度とすべきという意見か。
  - 当会では、既存の私的整理で成立できなかった場合に本制度を利用するという考え方が多かった。他方、この点については、異なる意見の者もいた。その代表的な意見が、多数決が後で控えているのであれば全員同意の手続には最初から入らない者がいる場合には、初めから本制度を開始する必要があるとの意見である。ただ、多

くの者は、既存の私的整理や法的手続への影響を気にしている。並置した場合に、本制度の利用が多くなった場合の弊害をどのように解消できるかが問題である。

- ・ 資料5-1の5頁目の「一部債権者が同意しない場合に備えた制度」、及び、資料4の1頁目の「既存の私的整理にて成立困難であった事例に限って」本制度の利用が可能、という点は、条文上、本制度の開始要件とするべきとの意見か。それとも、実務的にそのような運用を行うことで足りるのか。
  - (回答①) 法律上の条文として、既存の私的整理の利用を本制度の開始要件とすることは、法制上の問題がある。法制度としては、既存の私的整理とは別に、本制度が存在することになるのだろう。
  - (回答②) 既存の私的整理にて成立困難であった事例に限り本制度の利用が可能という法律とするのであれば、開始要件に入る前提で意見を述べた。
- ・ 本制度は、公正、公平、合理的な計画に対して、一部債権者が不合理に反対する場合の利用を想定していると理解している。その不合理な反対理由としては、より良い計画があるために反対することが考えられる。つまり、全員一致の場合には、公平、公正、合理的と推論されるところ、反対者がいる以上はあらゆるシナリオの中で最良であることが担保されなければならない。その観点から、より高い基準が設定されれば、本制度の濫用を防ぐことができるが、この高い基準は実務的に設定可能か。
  - 現行の事業再生ADRにおいては、計画案の内容の合理性を担保するための具体的な措置として、資産評価基準、数値基準が設けられている。多数決であるから手続を厳格にすべきという金融債権者一般の声があるが、それが正しいか、根本的な疑問がある。事業再生ADRでは、全員同意を求めて極めて厳格に手続が進んでいる。多数決で懸念すべきは、現行の事業再生ADRにおける全員同意を得るための努力やその質を維持せず、多数決の下で、簡略化や劣化することである。つまり、質の劣化こそが手続の濫用であり、より高い基準の設定という考えは賛成しかねる。
- ・ 資料5-1の7頁目「本制度の利用に至る二つの流れ」の項目について、事業再生ADR手続が先行し、一部債権者の同意が得られずに本制度に移行する場合に、また1から本制度を開始することは迅速性に欠けるため、移行手続の組み立てが重要となる。この点について何か具体的な考えはあるか。
  - どの段階で移行するかによって変わり得るが、仮に、事業再生ADRの手続実施者が計画内容の公正性、公平性及び妥当性を結論づけた調査報告をし、決議の段階で移行した場合には、新たに第三者機関が手続の内容についての判断する必要はないと考える。そのために、例えば、数値基準、資産評価基準については、2つの制度の間でダブルスタンダードを設ける必要はなく、同じ基準に従って計画内容が調査されていれば、その調査結果を本制度においても活用できる。事業再生ADRの決議前に本手続に移行した場合であっても、事業再生ADRにおける手続実施者と同じ者が選任されることが妨げられないとすれば、移行前の手続を活用しつつ、本制度における調査報告も行い、本制度で決議を行うことが可能と考える。

- ・ 口頭で、既存の私的整理から特定調停に移行した事案の報告があった。私的整理に少数の反対者がいた場合に、裁判所による調停に代わる決定を利用する趣旨と理解した。そのような制度が現在も利用可能であれば、本制度との違いや、本制度を設けることのメリットをお聞きしたい。
- 私的整理の成立が困難な場合に、特定調停のいわゆる 17 条決定（民事調停法 17 条に基づく決定）等を利用することを目的として、特定調停に移行する運用がある。ただし、特定調停の機能を利用するために運用で賄っている部分がある。本制度は、一定の立法事実を前提として、シームレスに裁判所手続に移行する法制度と認識している。また、特定調停の 17 条決定では、2 週間以内に異議があれば成立しない。本制度では少数者の反対が強固であっても多数決で可決、認可が可能であるため、一定の利用価値はあると思う。

#### ●担保付債権の扱いについて

- ・ 資料 4 の 2 頁目「3. 担保付債権の取扱いについて」の 2 つ目及び 3 つ目の項目について、原則としては、2 つ目の項目に記載された、民事再生手続における別除権協定のような合意を得る実務運用を原則的な取扱いとすべきという意見か。
- 当会の多くの者が、原則として、民事再生手続における別除権協定のような合意を得ることで良いという意見だった。ただし、既存の私的整理の決議で反対者がいて、裁判所が認可をする際、もう 1 度本制度での多数決を行うのではなく、当初の私的整理の決議で本制度の可決要件を満たしており、かつ、事業用必要不可欠な資産に対する担保権に関する保全債権者が同意しており、実行可能性のある計画であるから認可可能という仕組みはスムーズであるという意見があった。
- ・ （上記の回答に対して）既存の私的整理から本制度に移行する場合には、極端に言えば、途中から移行というイメージではなく、裁判所の認可だけが付け加わり、裁判所が公正性を判断するという趣旨か。
- 既存の私的整理の開始直後に移行しなければならない場合もあるため、そのような形のみではないと考えられる。
- ・ 資料 5 - 2 の 4 頁「第 4 担保付債権」「(3) 保全債権も多数決の対象として権利の変更を認める考え方について」の記載を前提とすれば、保全債権は多数決による権利変更の対象とならない。そうすると、保全債権者が個別に同意していない段階で決議がなされた場合で、非保全債権部分が権利変更されても、保全債権部分が不安定になり、リスクもなされていないことになるので、計画の履行可能性の判断が難しくならないか。
- 第三者機関が調査する過程で、担保権者の同意の有無ではなく、あくまでも意向として確認し、履行可能性についても判断することが考えられる。裁判所が認可する際には、手続の公正性のみならず、計画の履行可能性に問題がある場合には、第三者機関の調査報告書に基づいた判断がなされると認識している。第三者機関の履行可能性の判断も踏まえて、裁判所が認可をした場合には、担保権者を含めた対象債権者は計画内容に従った行動をとることが予想される。

→ 民事再生手続における別除権協定と同様に、本制度でも可能との趣旨と理解した。

- ・ 権利変更には、リスケ、DDS、DES、すなわち単純な債権放棄ではない形式も含まれるか。仮に、保全債権についてリスケ、DDS、DES がなされる場合、その部分についての議決権はどのように考えるか。LBO ローンのように全資産が担保に取られている場合や企業価値担保権が設定されている場合に、非保全債権のみを議決権の対象とすることが適切と考えるか疑問がある。

→ (回答①) リスケ、DES、DDS は権利変更である。民事再生のように考えると、担保権の処理は別除権協定と同様の対応が可能である。他方、現行の私的整理のように考えると、保全・非保全にかかわらず全員で決議を行う。後者の場合に、少額債権者が賛成しない場合でも、保全債権者が権利変更について賛成していることを確認する前提で認可することで、両方のバランスを取れるという意見であった。このような二案で意見が分かれた。

→ (回答②) 現実の実務対応で想定される多くの場面を念頭におけば、現在の事業再生 ADR の実務を前提として、そこに一部の反対債権者がいた際に計画を成立させ、実行させるための途を開くための制度として本制度は意義がある。手続を重くすることによって、本制度が使われないということは避けるべきである。本制度の利用が適しないケースであれば、最も厳格な会社更生で適切に権利変更されるのが本来の姿ではないかと整理している。

- ・ (上記回答②に対して) 重い手続とすべきとは考えていない。現行と同様に、保全・非保全にかかわらず、全員が同じ計画に賛否を示す制度とすべきである。

#### ●一時停止について

- ・ 一時停止命令について、担保権の実行の中止のように一旦開始した手続を止める、ということを超えて、担保権実行の着手自体を妨げる実行の禁止も含める趣旨か。現行の法的倒産手続で実行禁止まで認める制度は包括的禁止命令のみと思われるが、本制度で担保権実行を完全に禁止することが可能と考えるか。どうしても必要だとすれば、その理由はどこにあるのか。

→ 現行の事業再生 ADR では、基本的に、債権回収、担保権の設定及び法的倒産手続の申立をしないことについて全員の同意を取る。非保全債権も保全債権も含めて、債権の回収を止める。他方、本制度の一時停止命令では、法的倒産手続の申立や相殺による債権回収を対象とすることは困難ではないか。他方、担保権の実行を一時停止命令の対象とすることは可能と考える。一旦開始した担保権実行手続を「中止」することを超えて、担保権実行の着手自体を妨げる実行の「禁止」まで含めるべきか、という点については、意見書提出時点では、担保権実行の「禁止」も含める趣旨であったが、ご指摘を踏まえて、「禁止」まで含めるべきか再考したい。

#### ●裁判所認可手続について

- 資料4の4頁の「(3) 認可要件」の2つ目の項目で、「判断に時間がかかる要件…を設定すべきではな」として、その例示として「計画案の履行可能性」を挙げている。しかし、本日の口頭での質疑の中で、事業用必要不可欠な資産に対する担保権に関する保全債権者の同意が得られない場合には裁判所の認可には至らない、という点で履行可能性に言及したように思う。私自身は、倒産手続の再生及び更生計画の認可要件として入っている履行可能性を本制度で除外できるのかが疑問。第三者機関の審査を踏まえて裁判所は判断することになるが、履行可能性に関する要件がない場合には、反対した債権者に対して合理性を説明できるか疑問を持っている。

→ 当該記載は、認可手続に時間がかかってはならないという趣旨である。履行可能性そのものは重要であるが、履行可能性の判断を裁判所が行う場合には、手続の最初から入っていることが重要である。即時抗告された場合に、手続の最後の段階で関与した裁判所の判断の妥当性が耐えうるかが不安である。手続として裁判所が最初から関与している形であれば、履行可能性についても裁判所がある程度迅速に判断可能と考える。つまり、迅速に判断できるかどうかポイントである。保全債権者に認可の意向を確認すること自体に時間はかからないため、そのレベルでは可能と考えるが、もしその判断に時間がかかるのであれば厳しい。一概に排除するというよりは、時間がかからない範囲内とすべきという趣旨である。

#### ● 第三者機関の関与の在り方について

- 本制度では、多数決原理で計画を成立させる制度であるため、計画案の充実が求められる。適正で公平な計画を作るための仕組みとして、本制度では、第三者機関の計画案の策定への関与・助言等の機能をより一層充実させる必要がある。第三者機関において、実際に助言等に当たる人員としては、事業そのものの専門家やコンサルといった、弁護士、公認会計士以外の方も充実させることも考えられる。この点についてご意見を聞きたい。

→ 現状においても、債務者側で、弁護士や公認会計士以外にも、FA が事業再生の専門家が計画立案に関与している。また、現在の事業再生 ADR の手続実施者、補助者として、必要な人材を活用することが可能である。他方で、事業に詳しい方で、現在の経済産業省令で定める資格要件に合致する方は今のところは少ないため、もしそのような方を補充する場合には省令の見直しや資格要件の見直しが必要となる可能性がある。資格要件とは別に、補助者として積極的に関与することが適切かは、十分に考えなければならない。

- 第三者機関に事業コンサル等の事業性の評価をできる専門家を入れる必要があるか、という点について、現行の事業再生 ADR でも、事業面での改善策は検討されており、債務者側で事業コンサルが長期間かけて計画を策定している。数値基準の充足性の確認は明確だが、収益改善策が合理的か否かは非常に幅のある評価となり、第三者機関が裁量の範囲でその評価を行うことは適切ではない。また、現状は事業コンサルが長期間かけて計画を策定しており、同様のことを第三者機関が相当の時間をかけて行うことも適切で

はない。そのため、第三者機関としては、事業コンサルのような方は必須とは考えていない。

→ 事業再構築の専門家を入れることも選択肢としてあり得て、現行の事業再生 ADR でも、必要であれば手続実施者の補助者としてそのような専門家の意見を聞くことは可能であるという趣旨であり、必須であるという趣旨ではない。ただし、計画内容として、当該事業者にとっていずれの事業再構築が合理的かという判断というよりも、選択した事業再構築の結果が全ての債権者にとって、公正公平であり、遂行可能性があることを第三者機関が判断することが中心になると考える。その選択が著しく不合理である可能性がある場合には、事業再構築の専門家の助力を得ることを排斥する必要まではないように思う。現行の手続でも十分可能という意見であれば、その点は同意する。

・ 資料6の11頁目「1. 事業再構築」の3つ目の項目で、指定法人（第三者機関）に「一定のオーソリティ（指定法人の第三者性を担保等）を付与する仕組みがあった方が、金融機関の理解が得られやすいのではないか」という意見があった。第三者機関で良いものが出てくると、先にも進むし、金融機関としても先に進めやすい、質と速度の両方を加速するということと考える。具体的な仕組みのアイデアはあるか。

→ 金融機関が活用するためには、信頼性を担保しなければならない。仕組みも然りであるが、ソフト面での金融機関への対応も重要である。例えば、全員一致を求めている場合は、丁寧な対応を行い、それを長年突き詰めたものが根底にある。仕組みとしては色々な方法が考えられるが、ここで具体的には申し上げることはしない。

お問い合わせ先

経済産業政策局産業組織課

電話：03-3501-1511（内線 2621）